设台	告事項件名	頁
1	足立区第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案) パブリックコメント実施結果について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2
2	2 健康あだち21 (第三次) 行動計画 (案) パブリックコメント実施結果 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 4
3	3 新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗状況について・・・・・・・	• 6
4	4 足立区における新型コロナウイルス感染症発生状況等について・・・・・・	• 8
5	5 足立区感染症予防計画・中間のまとめ(案)パブリックコメント実施結果 について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1

件 名	足立区第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案) パブリックコメント実施結果について
所管部課名	衛生部データヘルス推進課
	「足立区第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案)」に関するパブリックコメントの実施結果について、以下のとおり報告する。また、足立区地域保健福祉推進協議会健康あだち21専門部会員からの意見も反映し、「足立区第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案)」を修正したのであわせて報告する。
	1 パブリックコメントの実施結果 (1)募集期間 令和5年12月25日(月)から令和6年1月23日(火) (2)意見提出数 3件(2名)
内容	2 意見の概要および区の考え方 別添資料「いただいた意見に対する区の考え方」のとおり 3 足立区第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案) について
	別冊資料「足立区第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案)」のとおり
	4 スケジュール 令和6年2月27日 データヘルス推進会議計画策定部会開催 2月28日 健康あだち21専門部会で検討 3月上旬 データヘルス推進会議で報告 3月14日 厚生委員会に足立区第3期データヘルス計画・ 第4期特定健康診査等実施計画(案)を報告 3月下旬 策定

いただいた意見に対する区の考え方 【足立区第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案)】

No	意見の概要	区の考え方
	将来計画として、(1)東京女子医科 大学附属足立医療センターとの連携、 (2)マイナンバー健康保険証の大き な可能性、(3)外国人加入者への対応、 についての記述もほしかった。	(1)計画の4頁「イ 区内関係機関との連携」に 基づいて、東京女子医科大学附属足立医療セン ターとも定期的に意見交換や情報提供の場を 設け、連携して区の施策を進めていきます。
1		(2)マイナンバーカードを用いて特定健診結果が 経年で閲覧できることの周知について、58頁 「特定健診・特定健診受診再勧奨事業」の「プロセス (方法)」に追記します。
		(3) 外国人を含め、すべての方に、健診(検診)や健康増進、疾病予防に関する情報が届くように努めていきます。
	生活習慣病の多さや特定健診やがん	足立区が協定を結んでいる民間企業と連携して
2	検診受診率の低さに対しては、区内企業の自主的な取り組み等は紹介しても良いのではないか。	健診の勧奨を実施していることを、4頁の「ウ 外 部機関との連携」、58頁「特定健診・特定健診受 診再勧奨事業」と74頁「各種がん検診の受診勧 奨と普及啓発事業」にて追記します。
3	特定保健指導における医療関係者と 住民との連携手段は面接又は通信となっており、連携手段が統一されておらず、相互の情報共有や指導履歴管理の 面において十分とは思えない。 共通の電子的プラットフォームが構築された上で行い、面接や各種通信による記録が一元的に管理できれば、より効率的に推進できるのではないか。	特定保健指導の連携手段は、利用者の様々なニーズに応え、より多くの方に利用して頂けるように、複数の手段を設けておくべきと考えています。また、共通の電子的プラットフォームについては、厚生労働省が推し進めている医療DXやマイナポータル等を注視しながら、利便性や効率性を検討していきます。

件名	健康あだち21(第三次)行動計画(案)パブリックコメント実施結果に ついて			
所管部課名	 名 衛生部こころとからだの健康づくり課			
	「健康あだち21 (第三次) 行動計画 (案)」に関するパブリックコメントの実施結果について、以下のとおり報告する。また、足立区地域保健福祉推進協議会 健康あだち21専門部会員からの意見も反映し、「健康あだち21 (第三次) 行動計画 (案)」を修正したのであわせて報告する。			
 1 パブリックコメントの実施結果 (1)募集期間 令和5年12月25日(月)~令和6年1月23日(人) (2)意見提出数 3件(2名) 				
	2 意見の概要および区の考え方 別添資料「いただいた意見に対する区の考え方」のとおり			
内容	3 健康あだち21 (第三次) 行動計画 (案) について 別冊資料「健康あだち21 (第三次) 行動計画 (案) 」のとおり			
	4 スケジュール 令和6年2月下旬 庁内検討会議開催 2月28日 健康あだち21専門部会で検討 3月14日 厚生委員会に「健康あだち21 (第三次) 行動計画(案)」報告 3月下旬 策定			

いただいた意見に対する区の考え方 【健康あだち21(第三次)行動計画(案)】

No	意見の概要	区の考え方
1	成人の喫煙率目標や、受動喫煙の機会を有するものの割合についての記載があり、区民の健康を考える上で大事なことではあるが、たばこ事業者への配慮もお願いしたい。	健康あだち21 (第三次) 行動計画は、「健康寿命の延伸・健康格差の縮小」を目標として、区民等と協働・協創して取り組む健康づくりの活動計画です。その中で、区としては禁煙を推し進めているわけではなく、喫煙の正しい知識について十分な情報提供をした上で、受動喫煙防止対策に重点を置いた取り組みを考えており、決してたばこそのものの販売を制限するものではございません。禁煙したい人への治療支援や特に子どもや妊婦の健康を守るために受動喫煙の啓発等を行ってまいります。ご理解のほどよろしくお願い致します。
2	たばこ税の一部を活用して、喫煙所が足りていないエリアなどに喫煙所を多く設置していただきたい。	健康あだち21 (第三次) 行動計画は、区民等と協働・協創して取り組む健康づくりの活動計画です。公衆喫煙所につきましては、別途足立区公衆喫煙所設置要綱に基づき、喫煙者の状況、区民の方々からのご意見、設置スペースの有無等、多角的に検討を行った上でエリアを決定し、整備を行っております。ご理解のほどよろしくお願い致します。
3	飲食店や駅前で喫煙場所が減っている中で、家庭内まで制限されることは 大変厳しい。	特に子どもや妊婦の健康を守るためには、区全体で受動喫煙防止対策に取り組むことが重要と考えておりますので、場所を特定した記載はしておりません。ご理解のほどよろしくお願い致します。

件名	新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗状況について							
所管部課名	衛生部新型コロナウイルスワクチン接種担当課							
1 令和5年秋開始接種の状況について (令和6年3月6日)								
	年齢層別接種率							
	65歳以上 60~64歳 50歳代 40歳代 30歳代 20歳代 12~19歳 5~11歳 6か月~4歳 1.2%							
	総計 22.9% ■令和 5 年秋開始接種(総計:158,679回)							
	0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70%							
	【参考】3月3日付東京都資料 都内区市町村別接種状況(全年齢)							
	東京都:19、6% 足立区:23、2%							
	全 国:22.2%							
	2 令和6年度以降の接種について							
r	これまでに国から示された方針は以下のとおり。今後も、国や東京都							
内 容	の動向を注視し、足立区医師会とも協議しながら準備を進めていく。 (1) 新型コロナウイルス感染症なる性接種は Lの P 短旋症に位置され							
	(1) 新型コロナウイルス感染症を予防接種法上のB類疾病に位置づけ、 同法に基づく定期接種として実施する。							
	(2)対象者は予防接種法上、季節性インフルエンザワクチン等における							
	接種と同様の65歳以上の方、60歳以上65歳未満で心臓、腎臓若							
	しくは呼吸器の機能の障がい、またはヒト免疫不全ウイルスによる免							
	疫の機能の障がいを有する方とする。							
	(3)年一回の接種を秋冬に実施する。							
	(4)標準的な接種費用は以下のとおりとする。							
	標準的な接種費用							
	※暫定値であり、2月 積算 以降に再通知予定 ワクチン価格 手技料							
	特例臨時接種 (~令和5年度) 無料(全額国費) — —							
	定期接種 (令和6年度) 7,000円 3,260円 3,740円							

3 予防接種後健康被害救済制度の運用状況について

予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を 受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したとき、予防接種法 に基づく給付が行われる。

区は対象者から申請書の提出を受け、厚生労働省に提出する資料を作成するため、予防接種健康被害調査委員会を開催した上で、厚生労働省に対して東京都を経由して申請書類を提出している。

これまでの実績は以下のとおりである。

(1) 予防接種健康被害調査委員会の開催・申請状況及び認定結果

左由	委員会	由註由宏	申請		認定	結 果	
年度	開催数	申請内容	件数	認定	否認	審査中	返戻
△ ∓n 0		1	17件	11件	4件	1件	1 件
令和3	2回	2	2件	0件	2件	0件	0件
△ ∓π 1	4回	1	15件	9件	4件	2件	0件
令和4		2	3件	1件	0件	2件	0件
令和 5	3回	1	8件	1件	0件	7件	0件
CI作币		2	1件	0件	0件	1件	0件
⇒ 1.	9回	1	40件	21件	8件	10件	1 件
計		2	6件	1件	2件	3件	0件

※申請内容①: 医療費・医療手当、障害年金

※申請内容②:死亡一時金·葬祭料

件 名	日本の年3月14日 足立区における新型コロナウイルス感染症発生状況等について
所管部課名	 衛生部足立保健所感染症対策課、福祉部介護保険課、福祉部障がい福祉課
所管部課名 内 容	衛生部足立保健所感染症対策課、福祉部介護保険課、福祉部障がい福祉課新型コロナウイルス感染症の区内発生状況、および令和5年5月8日に感染症法上の位置づけが5類(季節性インフルエンザと同等)に移行したことに伴う対応について、以下のとおり報告する。 1 新型コロナウイルス感染症発生状況について新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、全体の流行状況を把握するため、都が指定した医療機関が診断した患者数等を報告する定点報告に変更されている。流行状況については、都がとりまとめ、毎週木曜日に公表される。 (1)区内発生状況について(週次)区内指定20医療機関からの報告数(令和6年 第8週) 区内指定20医療機関からの報告数(令和6年 第8週) 区内指定20医療機関からの報告数(令和6年 第8週) 区内指定20医療機関からの報告数(令和6年 第8週) 区内指定20医療機関からの報告数(令和6年 第8週) 区内指定20医療機関からりの報告数(令和6年 第8週) 日間
	25.00 15.00 10.00 5.00 40 43 46 49 52 3 6 9 12 15 18 21 24 27 29 32 35 38 41 44 47 50 1 4 7 R5 R6 東京都 足立区 ※R5. 第 27 週から足立区定点医療機関変更

(2) 区内年齢別内訳(2月19日~2月25日)

国内の感染状況が落ち着き、人の動きが活発となっていることから、 比較的活動量が多い世代の患者が多い。

~5か月	~1歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳
2	0	6	3	1	3	2	1	3	1
9歳	10~14歳	15~19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
0	7	3	18	19	14	16	9	7	2

(3) 今後の方針

流行状況の迅速な把握に努め、継続して医師会や医療機関との情報 共有を図る。また、高齢者施設等での集団感染発生時の調査、指導等 を適切に実施し、感染拡大防止、再発防止に努めていく。

新型コロナウイルス感染症は減少した一方、インフルエンザ、咽頭 結膜炎(プール熱)、マイコプラズマ肺炎等が小児を中心に流行の兆 しがみられるため、学校を通じて手洗い等の予防策を周知していく。

2 抗原検査キット購入費用補助事業の実施状況について

感染への早期対応、不安払拭及び医療機関のひっ迫回避のため、令和5年5月8日から実施している抗原検査キット購入費用補助事業について、令和5年10月1日より対象者の拡大も行い、令和6年3月17日まで区民への普及を実施する。

(1) 対象

6歳以上の区民

(2) 事業実施期間

令和5年5月8日(月)から令和6年3月17日(日)

(3) 購入可能な区内薬局(足立区薬剤師会加入協力薬局) 109薬局(令和6年3月4日現在)

(4) 販売状況

累計20,737個(令和5年5月8日から令和6年1月31日) 対象拡大後の販売実績

① 令和5年10月

2,774個

2

11月

1,749個

(3)

12月

2,023個

④ 令和6年 1月

2,297個

3 5類移行に伴う区民等への支援策の段階的な移行について

- (1) 国の方針で、令和6年3月31日まで実施する支援策
 - ア コロナ治療薬、入院医療費の公費支援

医療保険の自己負担割の区分ごとに負担額を設定

	区分	自己負担額			
- 日本公康賞	1割負担	3,000円			
コロナ治療薬	2割負担	6,000円			
	3割負担	9,000円			
2 吃 次 床 弗	高額療養費制度の自己負担額から				
入院治療費	1万円を減額	1万円を減額			

イ 施設職員に対する集中的検査

国の方針を踏まえ、都は、高齢者施設、障がい者施設等の職員を 対象とした集中的検査の継続実施の方針を示しており、区も都の動 向を踏まえ、必要な対応を実施する。

- (2) 区独自事業で、令和6年3月31日まで実施する支援策
 - ア 休日応急診療所へのPCR検査体制支援(日曜、祝日)
 - ※ 令和5年10月から休止中
 - イ 高齢者施設・障がい者(児)施設等におけるPCR検査等の費用助成
 - ウ 在宅要介護者(高齢者・障がい者)受入体制整備
- (3) 区独自事業で、当面の間、継続する支援策(予定)
 - ア 足立区発熱電話相談センターにおける電話相談対応
 - ※ 令和6年度においては、感染状況に合わせて人数を縮小して継続予定
- (4) 今後の方針

区医師会と継続的に発生状況等の情報共有を行い、対応について協議を行っていく。

件名	足立区感染症予防計画・中間のまとめ(案)パブリックコメント実施結果 について
所管部課名	衛生部足立保健所感染症対策課
	「足立区感染症予防計画・中間のまとめ(案)」に関するパブリックコメントの実施結果について、以下のとおり報告する。 また、足立区地域保健福祉推進協議会健康あだち21専門部会員からの意見も反映し、「足立区感染症予防計画・中間のまとめ(案)」を修正したのであわせて報告する。
	1 パブリックコメントの実施結果 (1)募集期間 令和6年1月1日(月)から令和6年1月30日(火) (2)意見提出数 7件(5名)
内容	2 意見の概要および区の考え方 別添資料「いただいた意見に対する区の考え方」のとおり
	3 足立区感染症予防計画(案)について 別冊資料「足立区感染症予防計画(案)」のとおり
	4 今後の方針 都予防計画の確定後、その内容を確認のうえ整合を図り、区予防計画 を策定する。時期は令和6年4月を予定。

いただいた意見に対する区の考え方 【足立区感染症予防計画・中間まとめ(案)】

No	意見の概要	区の考え方
1	ワクチンには効果はないものと考える。ワクチンの副作用等、接種することによるリスクがある。 接種は強制されるものでなく、個人の判断で選択するべきである。政府やマスコミが正しいと思わず、リスクを調べてほしい。	安全性の確保を含めて、ワクチンの承認や接種については法に基づく手続きにより国が決定することになっております。接種の選択は本人の意思によるため、予防接種のリスクと効果について、丁寧に区民に説明してまいります。
2	新型コロナが落ち着いたことにより、各種店内に入る際、手指消毒をしない方が増えている。季節性インフルエンザが流行も考慮し、手指消毒を推奨すべきである。	本計画において、区は、感染症についての正しい知識の普及に努めているところです。 手洗いや手指消毒は基本的な感染症の予防策として有効であると考えますので、今後も推奨してまいります。
3	予防接種時等にマイナンバーカード 等を活用して記載書類を減らせないか。	現在、予防接種へのマイナンバーカードの活用を 含め、事務のデジタル化へ向けた仕組みづくりが 国によって検討されています。今後も国の動向を 注視してまいります。
4	令和6年4月に施行される改正感染 症法により、都道府県と医療機関が医療協定を結ぶ動きがある。 医療提供体制確保は都の役割か。	医療措置協定による医療提供体制確保は、都の 役割となっております。区においては、都や医師 会と協力して地域の医療提供体制の確保がすすむ ように取り組んでまいります。

No	意見の概要	区の考え方
5	保健所の正規職員は充分に増員しているか。平時の人員が余剰気味となったとしても、緊急時の対応を加味して人員を確保してよいと考える。 他部署からの応援や派遣職員の増員よりも踏み込んだ準備をお願いしたい。	区は、新型コロナウイルス感染症の流行以降、 保健師を増員しており、平時から感染症予防に係 る業務に取り組んでおります。
6	感染症流行時においても、入院患者 や施設入所者への面会が条件付きで可能となるよう、区が率先して働きかけることはできないか。 新型コロナ流行時は強力な面会制限があり、高齢者等の気力低下や認知症の進行等の事例が発生した。 「命を守る」という目的を達成するための制限について、バランスが必要と考える。	流行した感染症の感染力や重篤性等の科学的知見に基づき、各施設におけるリスク判断に基づいて面会等の実施について決定しているものと承知しております。 なお、いただいたご意見の趣旨は重要な視点であると考えます。
7	2020 年の感染症対策(自粛、外食店営業への制限、マスク対策、面会制限、ワクチン対策など)が適正だったのか、結果的に生じたデメリットを含めて反省・検証が足りていないと思う。 国や都の管轄事項とせずに区としても振り返るべきであり、その上で次の緊急時に備えるべきと考える。	新型コロナウイルス感染症に係る広域的な施策については、国や都において都度検証が行われてきたものと承知しております。 区においては、本計画第四章に資料として新型コロナウイルス感染症対応について掲載しており、過去の経験を踏まえ、計画の策定を行っております。